

# 輸送の安全に関わる情報の公表

対象期間 令和 7 年 4 月 ~ 8 年 3 月

有限会社西濃ラインホリ

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第二条の2の規定に基づき、輸送の安全に関する情報を公表いたします。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保は全てにおいて最優先します。  
関係法令・規則を遵守し、安全安心を第一に職務を遂行します。  
運行の安全に対する姿勢を正し、安全管理体制の継続的な改善を続けます。

## 2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

### A) 前年度の目標 【令和 7 年度】

有責人身事故0件、有責車両事故0件  
健康起因による事故0件  
思いやりのある運転のできるプロ乗務員の育成の継続

### B) 前年度目標の達成度

有責人身事故0件、有責車両事故0件含め、事故は0件達成  
健康起因による事故 0 件達成  
毎月プログラムに順じて乗務員教育を実施

### C) 今年度の目標 【令和 8 年度】

有責人身事故0件、有責車両事故0件  
健康起因による事故0件  
時間的余裕を持ち、常にゆとりを持った運転をする

## 3. 事故に関する統計

全ての事故0件

## 4. 安全管理規程

別途 本社営業所 でご覧になることができます。

## 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

### A) 講じた措置 【令和 7 年度】

より確実な運行管理を実現する為、教育の徹底（年2回と、必要であれば外部機関による教育）  
運行管理者を1名増やします。

### B) 講じた措置の達成度

専門的な教材を使い、運行管理者の教育を年2回実施した。外部機関の教育は無し。  
運行管理者の人数は変更無いが、運行管理補助者を1名増員した。

C) 講じようとする措置 【令和 8 年度】

教材や自社教育だけではなく外部機関を活用しての乗務員や運行管理者の教育を行う。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の管理体制

別途 本社営業所 でご覧になることができます。

<https://seino-line.com/>

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施体制

A) 乗務員年間教育 (外部組織の教材を利用し、下記のプログラムで教育を行いました。)

2025年4月	安全運転の心構え	事業用自動車の法令の理解	適性診断の必要性
2025年5月	安全運行の為の留意点	危険予知テクニック	安全な曲がり方
2025年6月	路線経路における状況	緊急時の適切な対応	身体面の健康管理
2025年7月	バス会社の社会的影響	車両に合わせた運転	乗降時の安全確保
2025年8月	義務を果たさない場合の影響	映像教育、乗客の救護	緊急時における対応方法
2025年9月	安全運行の心構え	ヒューマンエラーの防止	健康管理の必要性
2025年10月	乗客の安全に留意すべき事項	危険予測、危険予知	労働法の理解
2025年11月	危険予知の必要性	健康管理の必要性、ポイント	運転支援装置の事故事例
2025年12月	事故の生理的、心理的要因	健康診断の必要性	異常気象時の対処方法
2026年1月	特性に合わせた運転	適性診断の必要性と活用方法	事故の生理的、心理的要因
2026年2月	車両点検の必要性	高齢者、障がい者等の安全確保	飲酒運転防止の留意点
2026年3月	1年の振り返り		

B) 運行管理者・補助者教育 (外部組織の教材を利用し、下記のプログラムで教育を行いました。)

行政処分につながる違反をなくす (2025年5月)

乗務員の健康を守る為に (2025年11月)

C) 上記以外の教育について

急制動実施訓練 (急ブレーキ)

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

A) 内部監査

内部監査は、11月に行いました。

内部監査員は経営トップから必要な権限を与えられ、各部門を公正な立場で監査しました。

監査の結果については、本社営業所 でご覧になることができます。

B) 監査の結果に基づいて講じた措置及び講じようとする措置

必要に応じて、整備に関する外部講師を招いて、乗務員が出来る日常点検をより適切に行うようにする。

9. 安全統括管理者に係る情報

当社の安全統括管理者は、本社 営業所の責任者が務めております。

令和 8 年 3 月 31 日